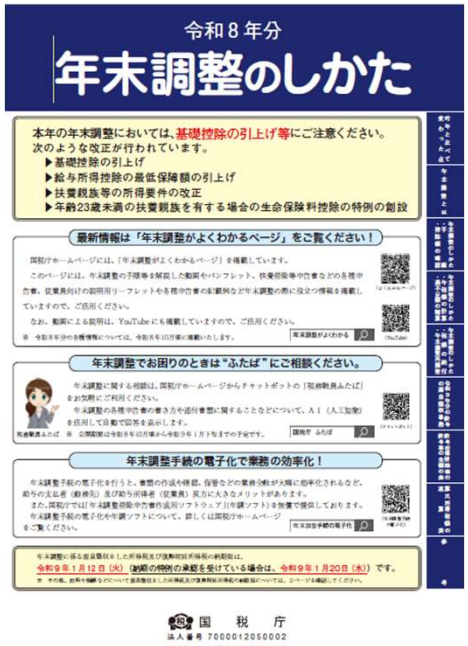
# 令和9年度

# 給与支払報告書作成方法について
# （補足資料）

中野区役所　税務課　課税係

# はじめに

本資料は、住民税特別徴収の概要や、給与支払報告書作成時の注意点等についてまとめたものとなります。
給与支払報告書の基本的な作成方法については、以下のパンフレットにてご確認ください。
それぞれのリンクは、「関連情報」欄に掲載しています。


令和８年分
年末調整のしかた

本年の年末調整においては、基礎控除の引上げ等にご注意ください。
次のような改正が行われています。
▶基礎控除の引上げ
▶給与所得控除の最低保障額の引上げ
▶扶養親族等の所得要件の改正
▶年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の創設

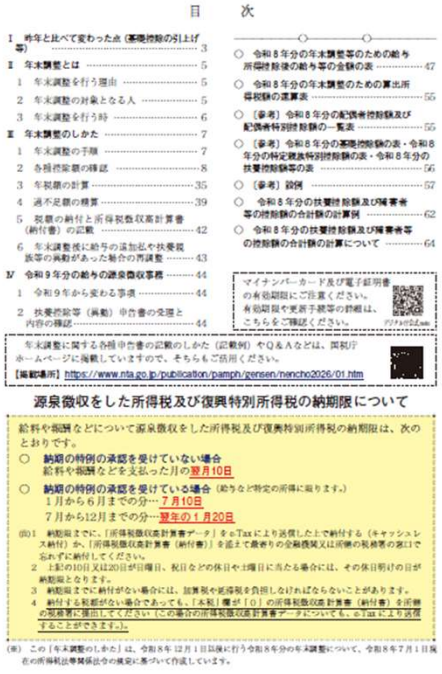
最新情報は「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください！

年末調整でお困りのときは“ふたば”にご相談ください。

年末調整手続の電子化で業務の効率化！

令和９年１月12日（火）（納期の特例の承認を受けている場合は、令和９年１月20日（木））です。

国　税　庁
法人番号 7000012050002


目　次


Ⅰ 昨年と比べて変わった点（基礎控除の引上げ等）……3
Ⅱ 年末調整とは……5
1 年末調整を行う理由……5
2 年末調整の対象となる人……5
3 年末調整を行う時……6
Ⅲ 年末調整のしかた……7
1 年末調整の手順……7
2 各種控除額の検証……8
3 年税額の計算……35
4 過不足額の精算……39
5 税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載……42
6 年末調整後に給与の追加払や扶養親族等の異動があった場合の再調整……43
Ⅳ 令和９年分の給与の源泉徴収事務……44
1 令和９年から変わる事項……44
2 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の検証……44
○ 令和８年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表……47
○ 令和８年分の年末調整のための算出所得税額の速算表……55
○ 【参考】令和８年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表……55
○ 【参考】令和８年分の基礎控除額の表・令和８年分の特定親族特別控除額の表・令和８年分の扶養控除額等の表……56
○ 【参考】設例……57
○ 令和８年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算例……62
○ 令和８年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算について……64


マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。

年末調整に関する各種申告書の記載のしかた（記載例）やQ＆Aなどは、国税庁ホームページに掲載していますので、そちらもご活用ください。
【掲載場所】https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/01.htm

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限について

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、次のとおりです。
○ 納期の特例の承認を受けていない場合
給料や報酬などを支払った月の翌月10日
○ 納期の特例の承認を受けている場合（給与など特定の所得に限ります。）
1月から6月までの分…7月10日
7月から12月までの分…翌年の1月20日

(注)1 納期限までに、「所得税徴収高計算書データ」をe-Taxにより送信した上で納付する（キャッシュレス納付）か、「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口でお納付ください。
2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。
4 納付する税額がない場合であっても、「本税」欄が「0」の所得税徴収高計算書（納付書）を所轄の税務署に提出してください（この場合の所得税徴収高計算書データについても、e-Taxにより送信することができます。）。

（注） この「年末調整のしかた」は、令和８年12月１日以後に行う令和８年分の年末調整について、令和８年７月１日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しています。

# 【住民税の概要】

＜徴収方法＞

〇給与特別徴収・・・給与支払者が、給与から差し引いて区市町村に納入する方法です。

〇普通徴収・・・納税義務者（従業員）個人が、区市町村に直接納付する方法です。

※給与を元に算出された住民税の納入は、給与特別徴収が原則です。

# 【特別徴収の徹底について】

平成29年度以降、東京都内の全区市町村では、特別徴収を徹底しています。

〔お問い合わせ先〕

〇特別徴収を徹底する取り組みについて
東京都　主税局　徴収部　個人都民税対策課
03（5388）3039

〇具体的な手続きについて
各区市町村　住民税課税担当課

# 【電子申告について】

給与支払報告書、給与所得者異動届出書、所在地・名称変更届出書、特別徴収切替届出書は、eLTAXで提出できます。

〔eLTAX〕
ホームページ　https://www.lta.go.jp/
ヘルプデスク　0570－081－459
03－6745－0720

●給与支払報告書の提出について

※地方税法第317条の6第5項により、給与支払報告書等の提出については電子提出が義務付けられております。なお、電子提出義務の基準については、これまで前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上の場合とされていましたが、令和9年に提出するもの（令和8年分）から30枚以上に引き下げられていますので、ご注意ください。

給与支払者の皆様は、給与支払報告書を
区市町村に提出してください。

**【提出期限】 令和9年2月1日(月)**

**【対象者】**
**令和8年1月1日から12月31日の間に給与の支払を受けた方**

※このうち、令和9年4月1日現在において同じ給与支払者から給与の支払を受けている方は、原則として特別徴収になります。

※上記期間の間に退職し、かつその間の給与支払額が30万円以下の方については、報告書提出の義務はありませんが、正確な課税計算のため提出にご協力をお願いいたします。

※令和9年1月1日以降、給与支払報告書を市区町村に提出した場合は、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出する必要はありません。(源泉徴収票のみなし提出の特例)

詳しくは「給与所得の源泉徴収票の法定調書の作成と提出の手引」( 国税庁HP:
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2026/PDF/all.pdf)をご覧ください。

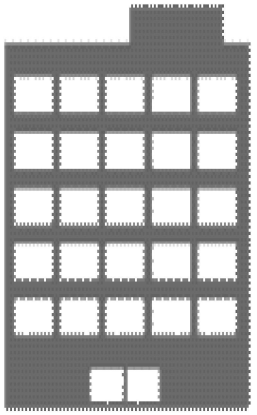
**【提出先】**
**給与の支払を受けた方が令和9年1月1日現在お住まいの区市町村**
**※令和8年中に退職した方は、退職日にお住まいの区市町村**

# 給与支払報告書の提出から住民税の納入までの流れ（特別徴収の場合）

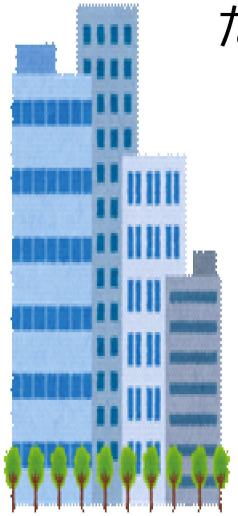
②税額の計算

①給与支払報告書の提出
2月1日まで

※普通徴収の場合は、区市町村から納税義務者に「納税通知書」を送付して、納税義務者から区市町村に4回に分けて直接納付していただきます。



③特別徴収の通知
5月31日まで



③特別徴収の通知
5月31日まで



従業員がお住まいの
区市町村

事業主
（給与支払者）

従業員
（納税義務者）

⑤差し引いた住民税を納入
給与支払日の翌月10日まで

④給与から差し引き
6月～翌年5月まで毎月の給与支払日

# 給与支払報告書

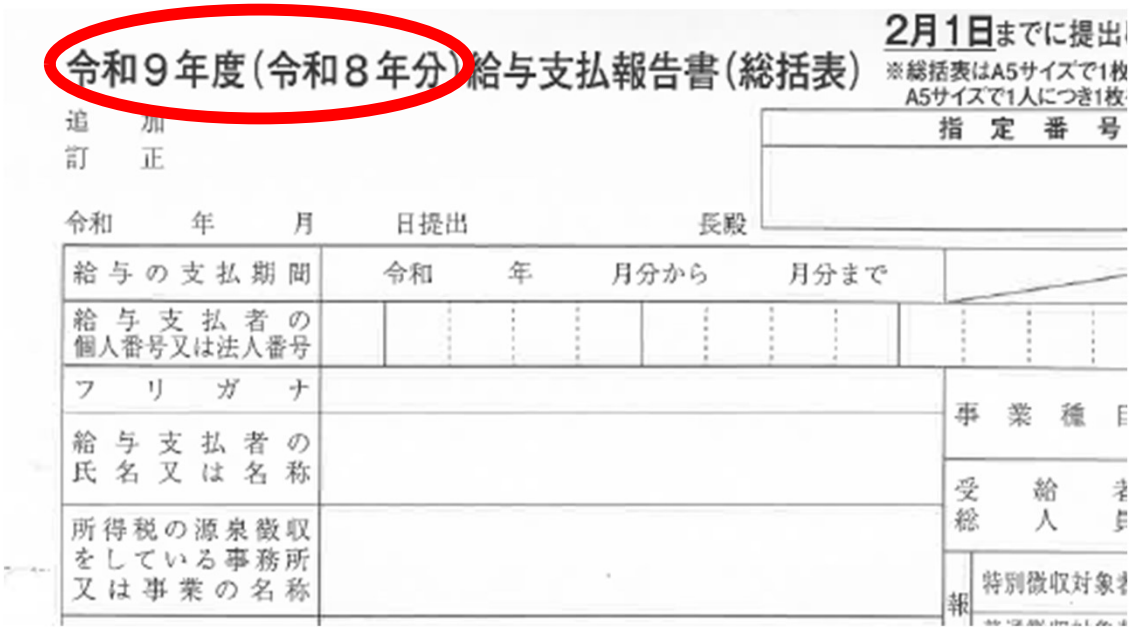
# 作成上の注意点について

# 提出年度の確認

提出する用紙が令和９年度（令和８年分）の報告書であることをご確認ください。

過去の年度の用紙で提出された場合、過去の年度分の報告と見なされ、令和９年度（令和８年分）として正しく処理されません。

【総括表】


令和９年度（令和８年分）給与支払報告書（総括表）

2月1日までに提出

※総括表はA5サイズで1枚
A5サイズで1人につき1枚

追　加
訂　正

指定番号

令和　　年　　月　　日提出　　長殿

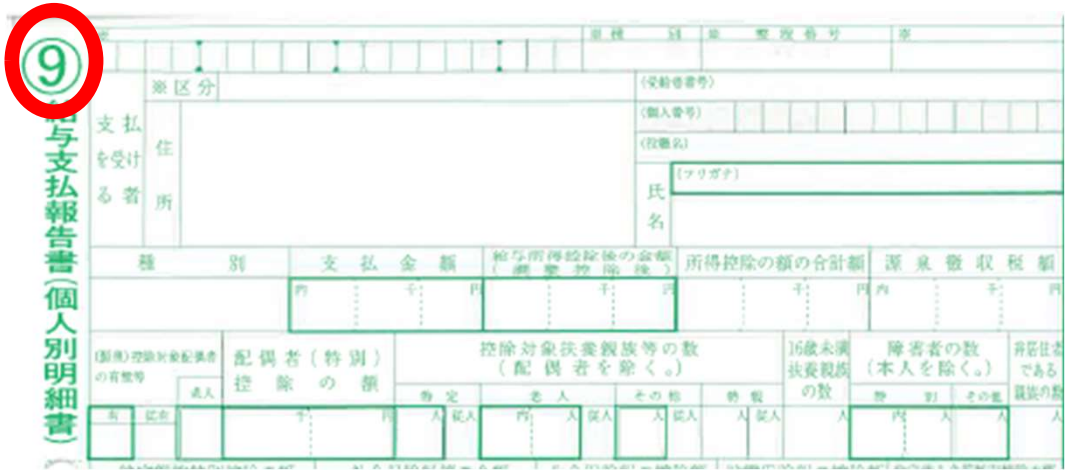
| | |
|---|---|
| 給与の支払期間 | 令和　　年　　月分から　　月分まで |
| 給与支払者の個人番号又は法人番号 | |
| フリガナ | |
| 給与支払者の氏名又は名称 | |
| 所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称 | |

事業種目

受給者総人員

特別徴収対象者

【給与支払報告書】


⑨

給与支払報告書（個人別明細書）

※区分

支払を受ける者　住所

氏名

種別　支払金額　給与所得控除後の金額　所得控除の額の合計額　源泉徴収税額

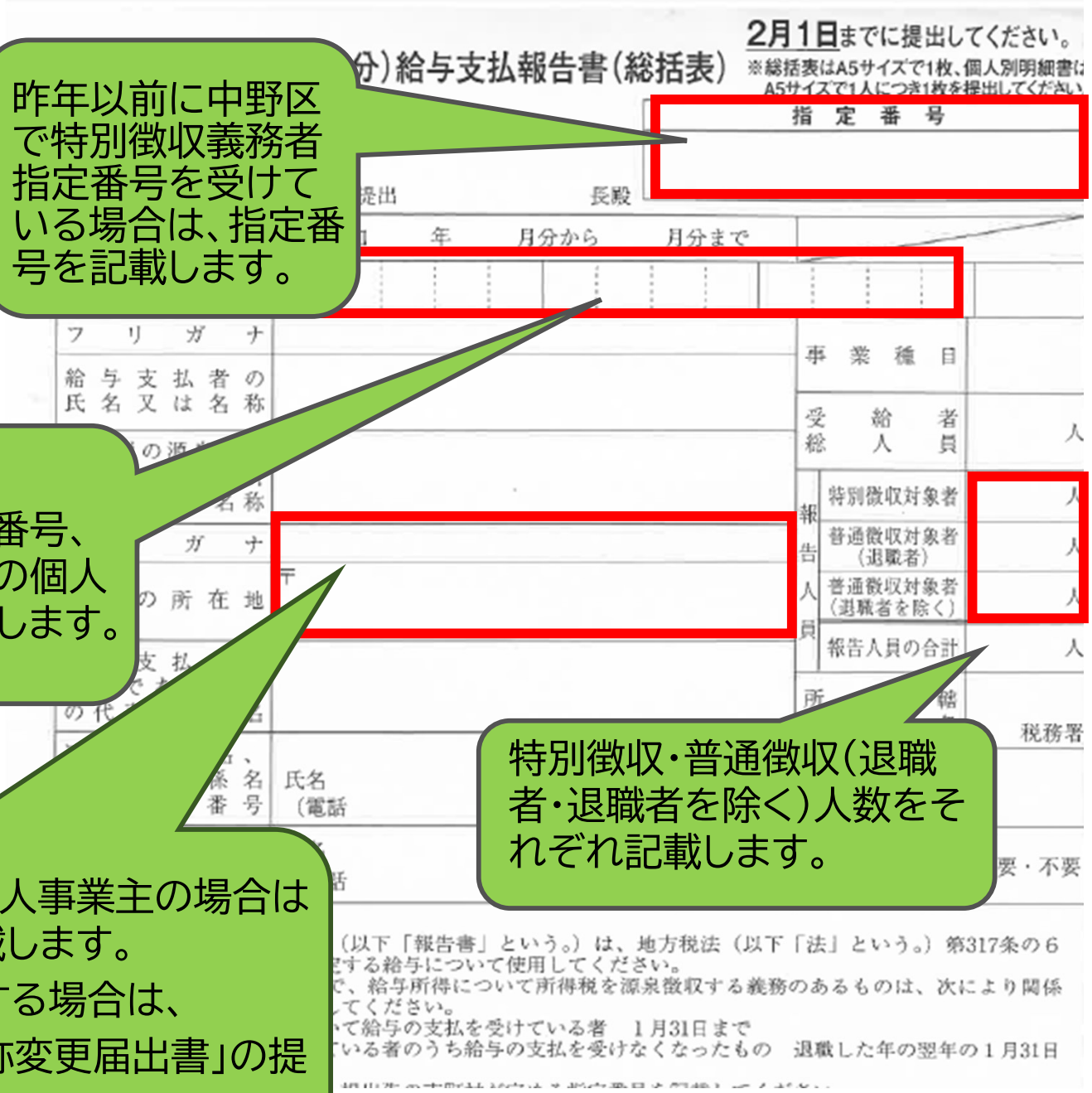
配偶者（特別）控除の額

控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）

16歳未満扶養親族の数

障害者の数（本人を除く。）

# 総括表の記載方法




昨年以前に中野区で特別徴収義務者指定番号を受けている場合は、指定番号を記載します。

法人の場合は13桁の法人番号、個人事業主の場合は12桁の個人番号(マイナンバー)を記載します。

特別徴収・普通徴収(退職者・退職者を除く)人数をそれぞれ記載します。

法人の場合は登記上の住所、個人事業主の場合は事業を行っている所在地を記載します。
税額通知の送付先を別で設定する場合は、
「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」の提出が必要です。

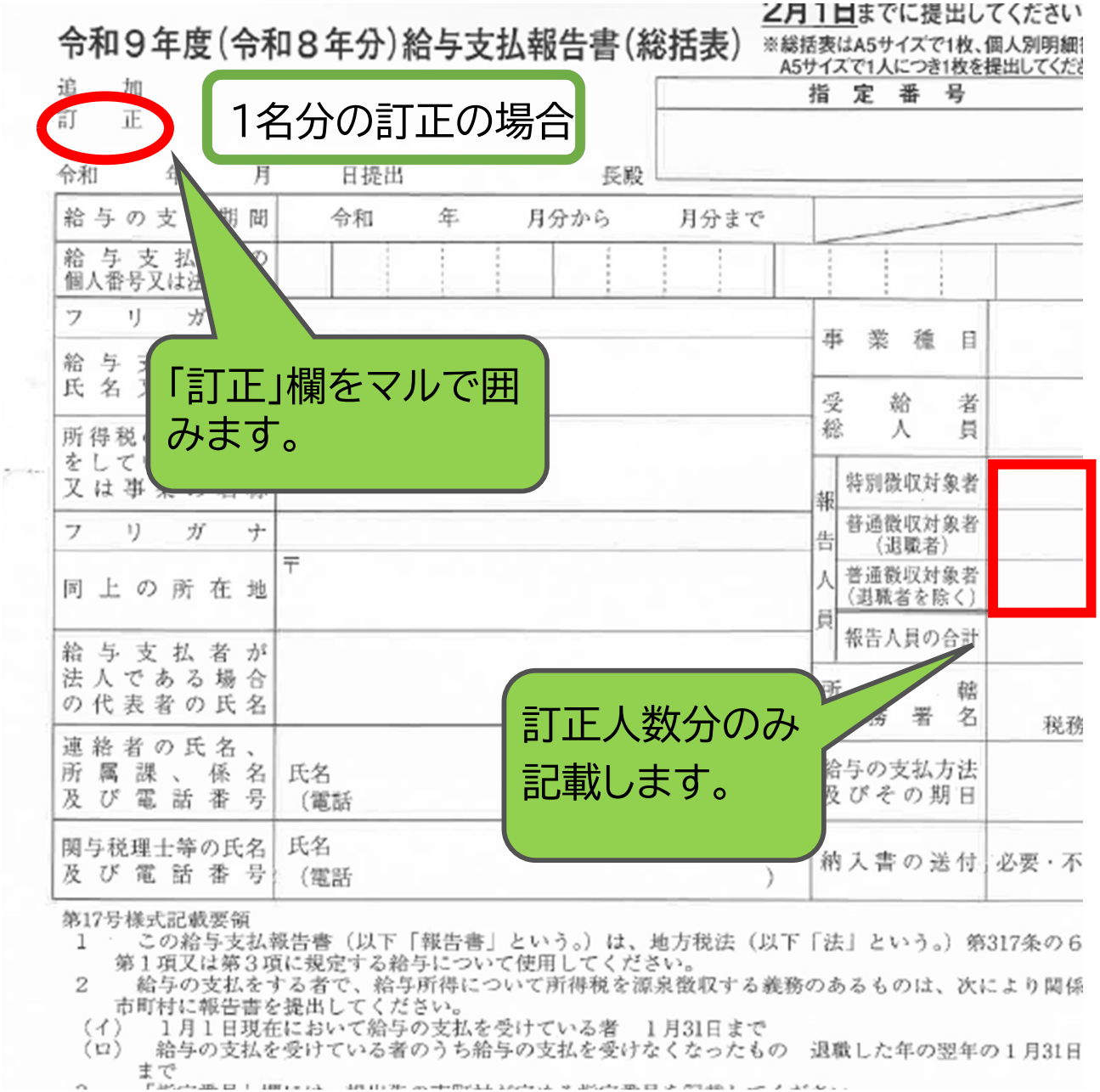
# 訂正や追加により再度提出する場合

一度提出した給与支払報告書の内容に訂正や追加が生じた場合は、総括表・仕切紙も含めて、正しい内容で再度提出いただく必要があります。

総括表左上「訂正・追加」の該当する方をマルで囲んでください。

訂正・追加する人数分のみ報告書一式を再度ご提出ください。

※お電話やメールのみでの訂正は受け付けておりませんのでご注意ください。



# 普通徴収切替理由書（兼仕切り紙）の作成

給与収入を元に計算された住民税は、原則特別徴収となりますが、普通徴収切替理由書の符号「普A」～「普F」のいずれかに該当する場合のみ、普通徴収とすることができます。



普通徴収切替理由書（兼仕切り紙）

| 市区町村名 | 中　野　区 | 指定番号 | |
|---|---|---|---|
| 給与支払者名 | | | |

| 符号 | 普通徴収への切替理由 | 人数 |
|---|---|---|
| 普A | 給与従業員数が２人以下<br>（下記「普B」～「普F」に該当する全ての従事員数（他市区町村分も含む）を差し引いた人数） | 人 |
| 普B | 他の事業所で特別徴収 | 人 |
| 普C | 給与が少なく税額が引けない（年間の給与支払額が１２０万円以下） | 人 |
| 普D | 給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない） | 人 |
| 普E | 事業専従者（個人事業主のみ対象） | 人 |
| 普F | 退職者又は退職予定者（５月末日まで） | 人 |
| 合　計 | | 人 |

○　普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。
○　この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。
○　eLTAX（エルタックス／電子申告）等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合で普通徴収に該当する方がいる場合は、「普通徴収」欄にチェックし、摘要欄に、普通徴収に該当する理由の符号（普A～普F）を入力してください。なお、普通徴収切替理由書の添付は不要です。
○　この切替理由書により普通徴収への切替を申し出た場合でも、確認の結果、特別徴収とすることがあります。
○　提出に際しては、ホチキス留めなどせず、そのままの状態に綴ってください。

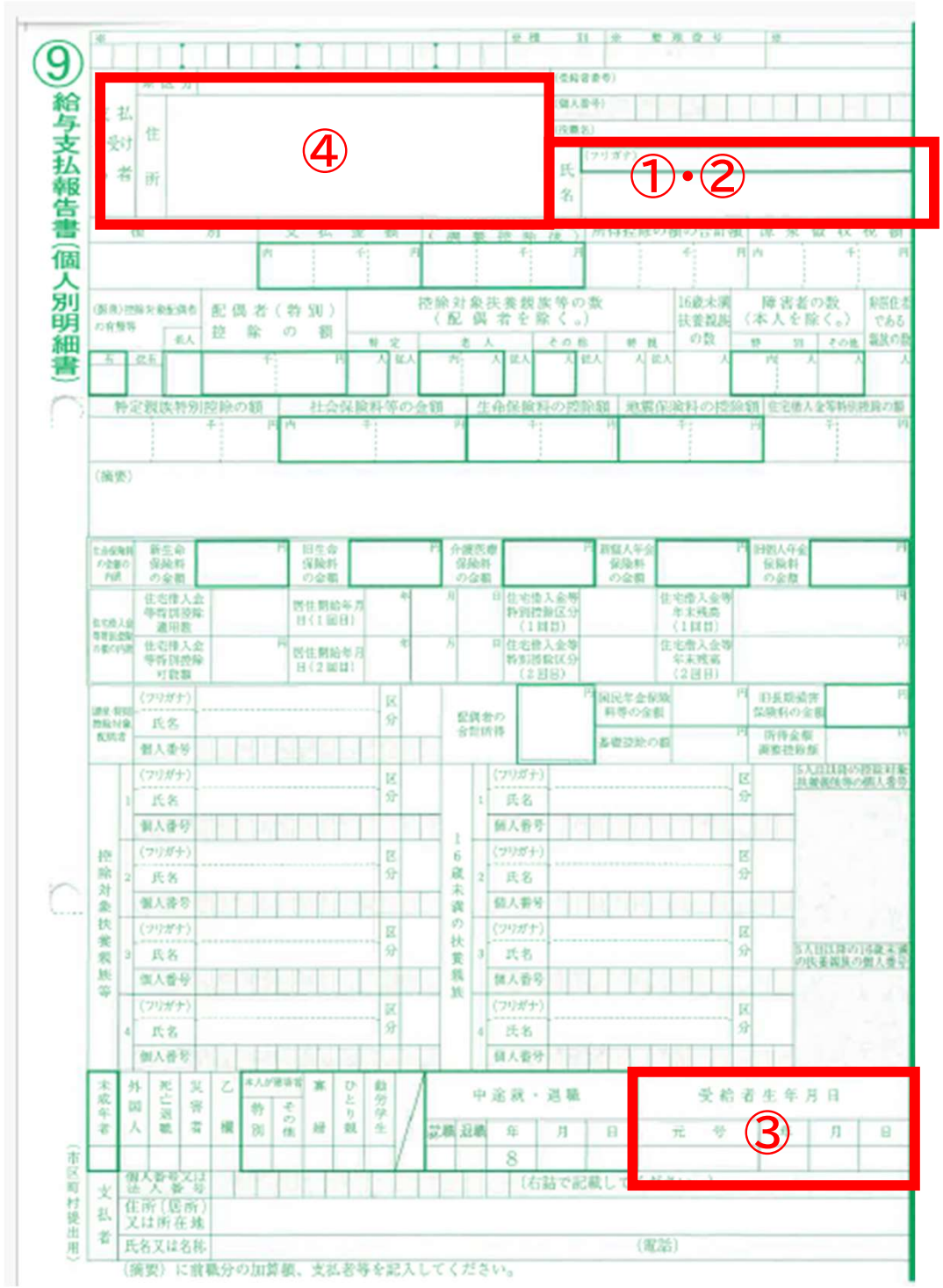
区使用分

普通徴収に該当する人数を記載し、総括表・個人明細と共に提出してください。

# 個人情報の記載

**①氏名、②フリガナ、**
**③生年月日、④住所**
の4つの情報を正確に記載してください。

報告人員が外国人の場合は、氏名欄にはアルファベット又は漢字、フリガナ欄にはカタカナで記載してください。

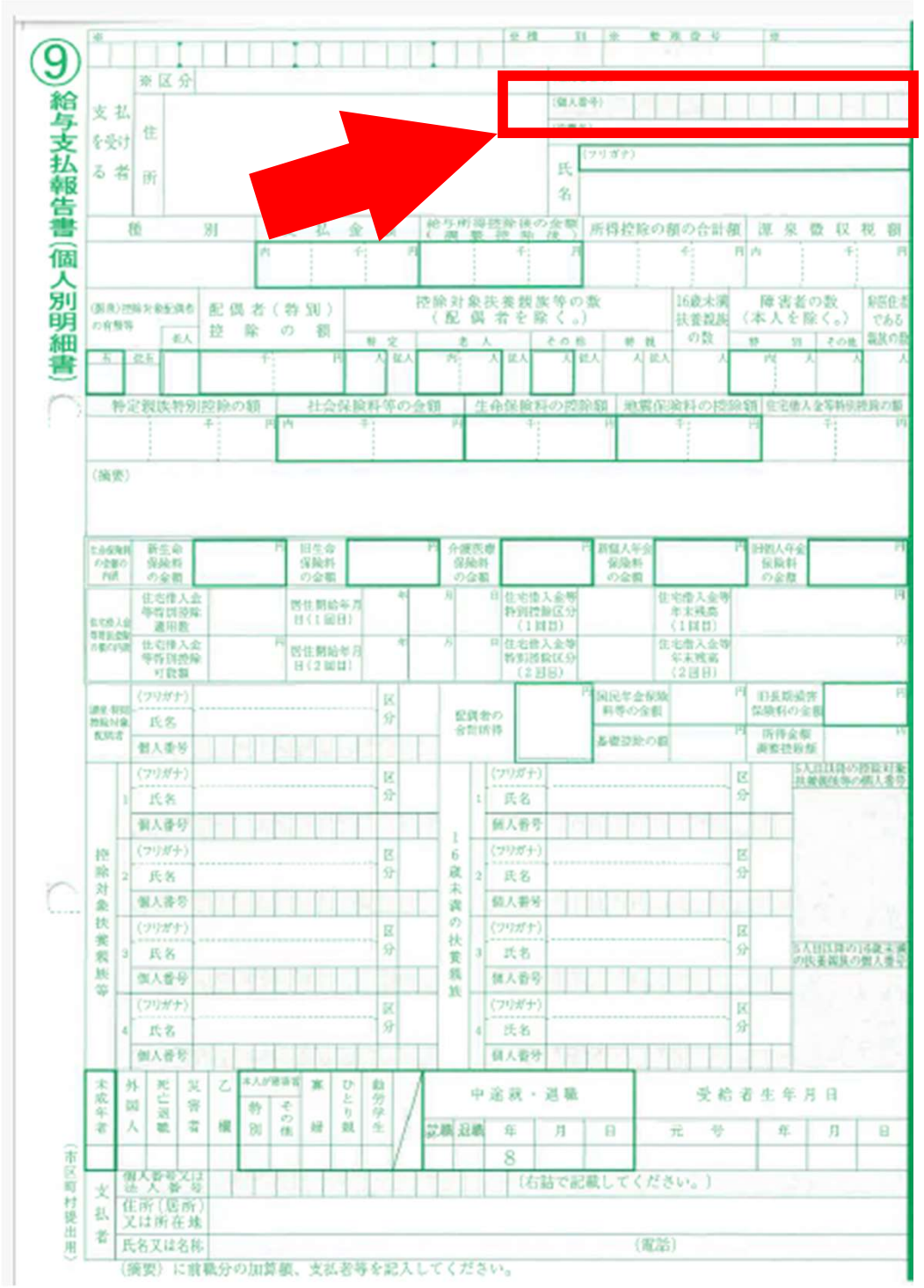


# 個人番号(マイナンバー)の記載

区では、個人番号(マイナンバー)により、住民登録情報と給与支払報告書を結びつけています。報告人員の個人番号は必ず記載してください。

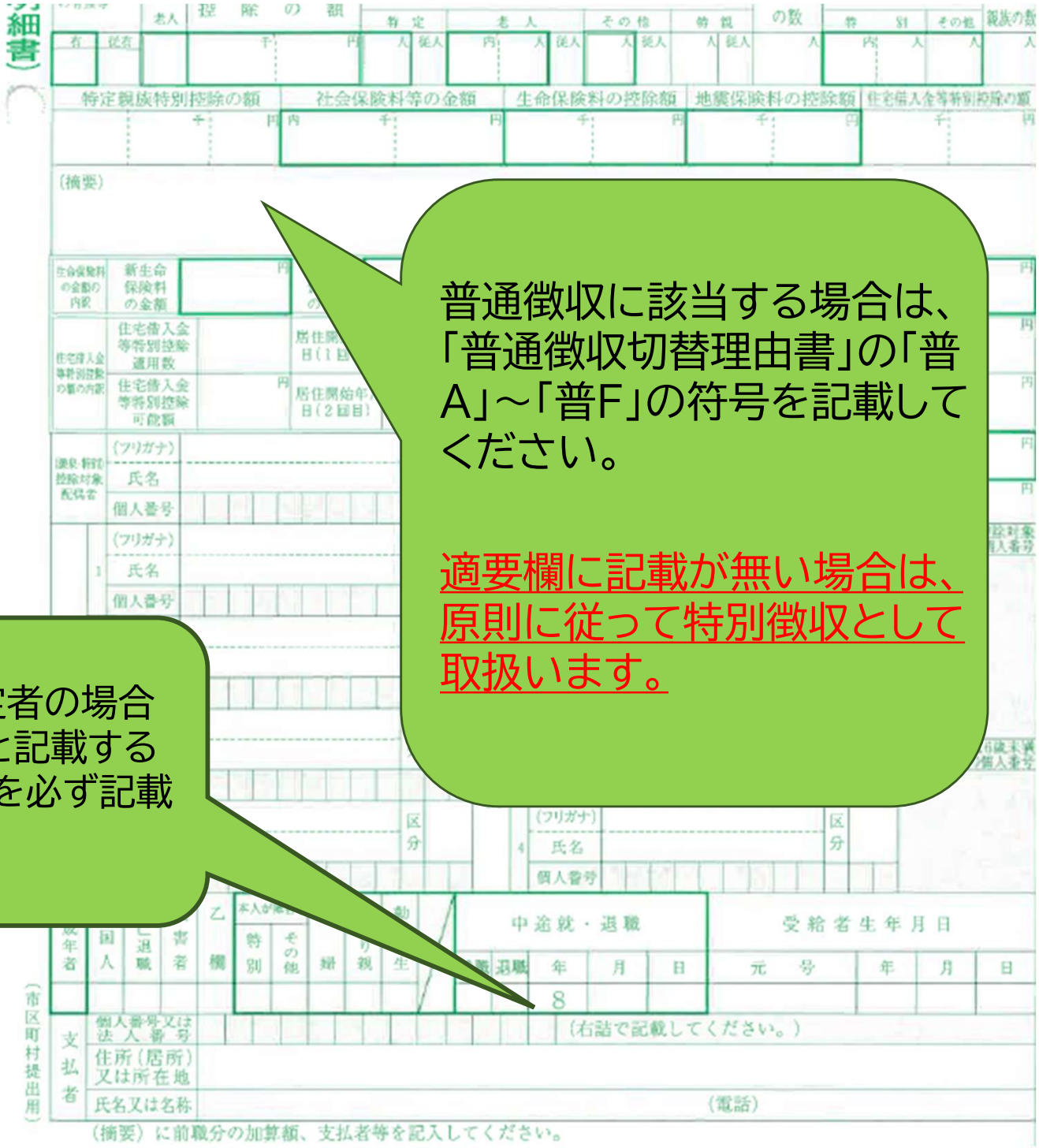
やむを得ず個人番号の記載ができない場合、報告人員のこれらの4つの情報により、住民登録情報と給与支払報告書を結び付けます(システム上、フリガナと生年月日の2点で個人特定するためフリガナ・生年月日は必ず記載してください。)。

そのため、個人番号の記載がある場合と比べて、個人特定に時間を要し、課税決定が遅れる場合があります。



# 普通徴収に該当する場合

普通徴収に該当する場合は、別途仕切り紙の提出が必要となります。



普通徴収に該当する場合は、「普通徴収切替理由書」の「普A」～「普F」の符号を記載してください。

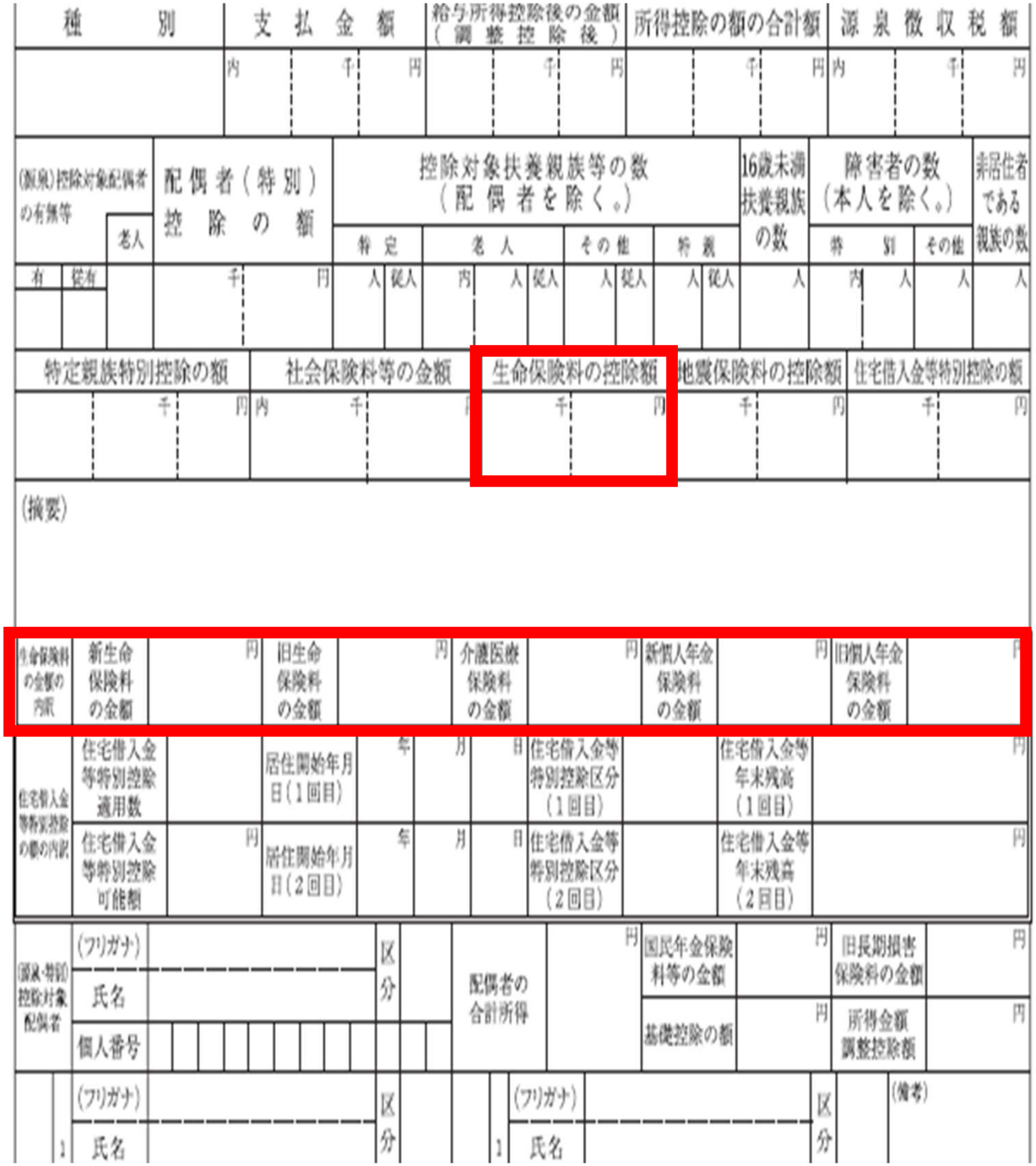
適要欄に記載が無い場合は、原則に従って特別徴収として取扱います。

退職者又は退職予定者の場合は、適要欄に「普F」と記載すると共に、退職年月日を必ず記載してください。

# 生命保険料控除

生命保険料の控除額は、所得税と住民税で計算方法が異なります。

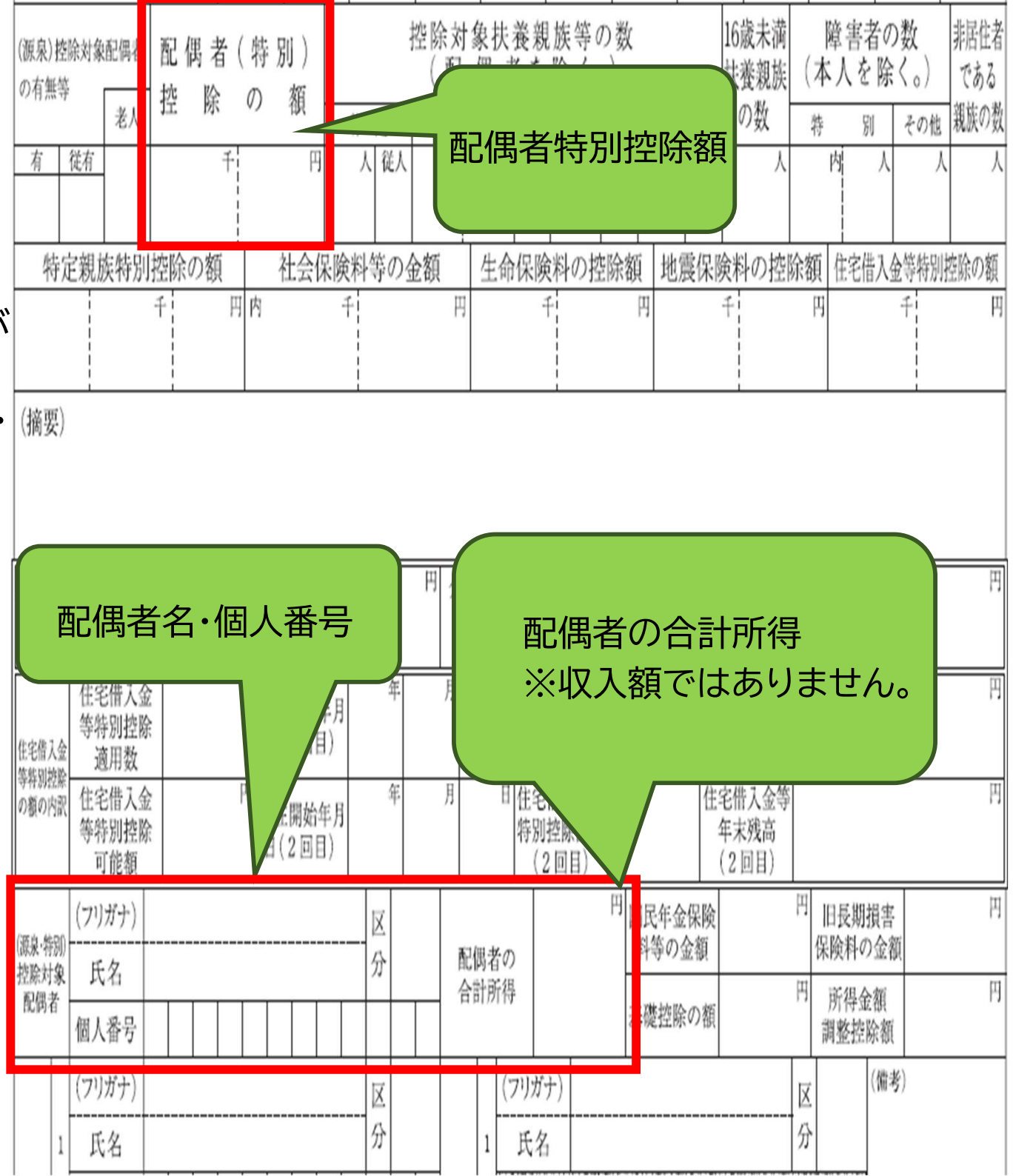
各種生命保険料の支払額に基づいて控除額を計算しますので、支払額も必ず明記してください。



# 配偶者特別控除

配偶者特別控除の該当者がいる場合は、配偶者控除の場合と同様、その方の氏名・個人番号（マイナンバー）を記載してください。

また、その方の合計所得額（※収入額ではありません）も記載してください。

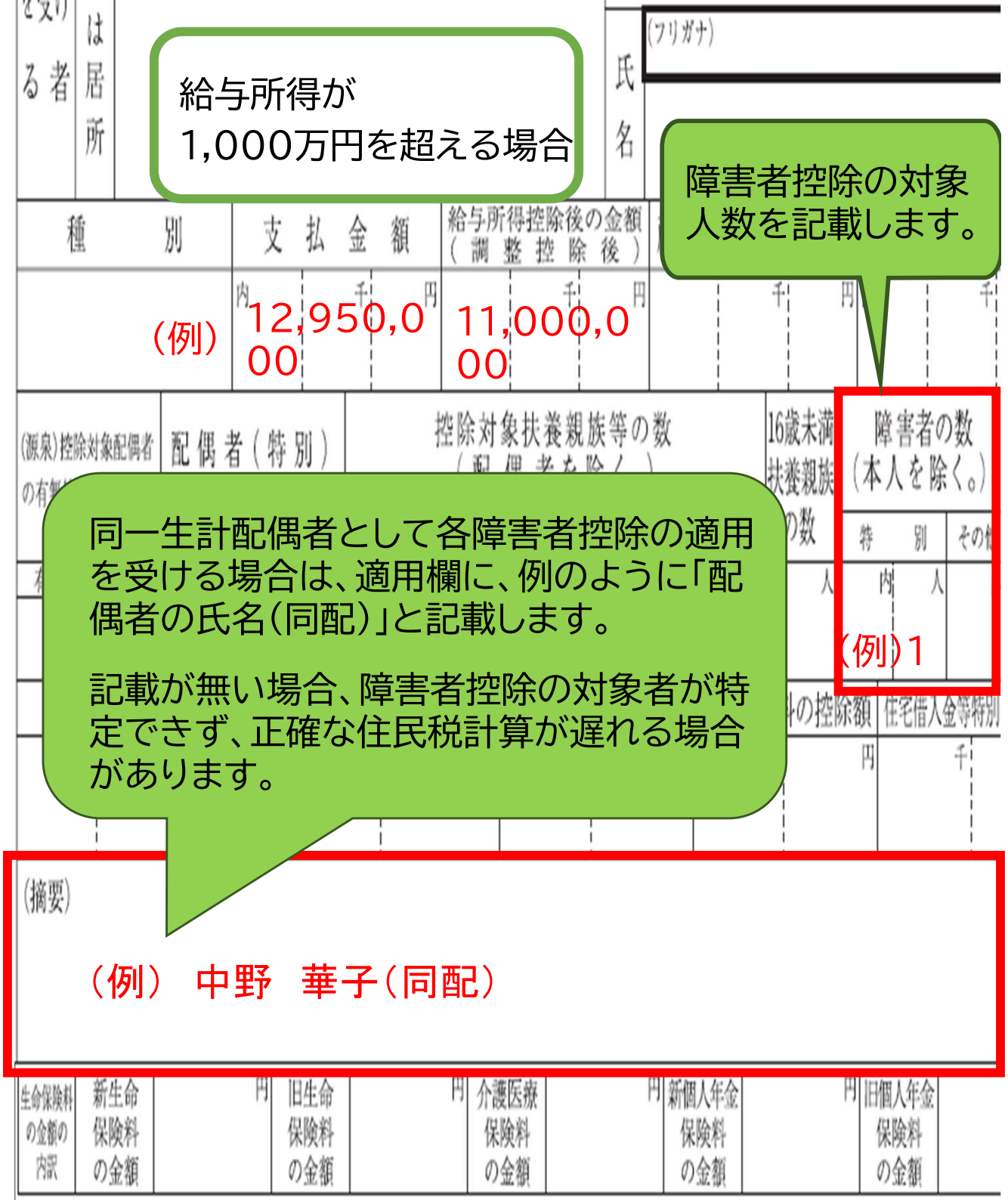


# 同一生計配偶者の障害者控除適用

報告人員の所得(給与所得控除後の金額)が1,000万円を超える場合、配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けることができませんが、その場合でも次の2つに当てはまる場合は、同一生計配偶者として障害者の各控除を適用することができます。

・配偶者の所得が62万円以下

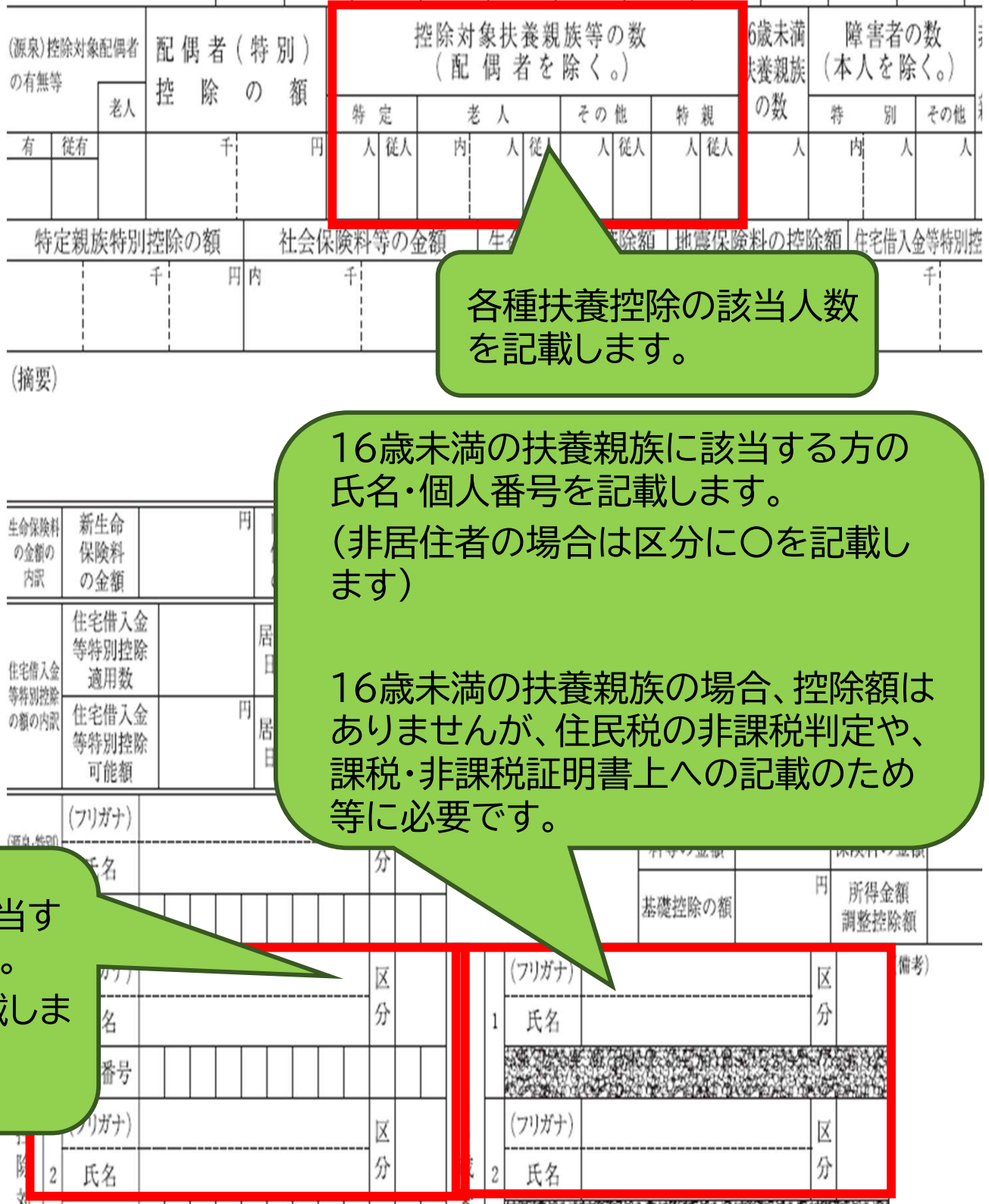
・配偶者が障害者、特別障害者、同居特別障害者のいずれかに該当



# 扶養親族欄

扶養の該当者がいる場合は、各種扶養の人数を記載し、氏名・個人番号（マイナンバー）も必ず記載してください。

これらの事項が欠けている場合、扶養対象者の特定ができず、正確な住民税計算が遅れる場合があります。



# 非居住者である扶養親族

非居住者である扶養の該当者がいる場合は、各種扶養の人数と名前を記載してください。また、右図の　　で囲われた部分も記載してください。

※令和5年1月から、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲が変更になりました。

①年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者
②年齢30歳以上70歳未満の者で留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
③年齢30歳以上70歳未満の者で障害者
④年齢30歳以上70歳未満の者で給与等の支払いを受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者



# 退職手当のある扶養親族

退職手当のある配偶者又は扶養親族がいる場合には、「摘要」の欄にその者の氏名、生年月日、住所を記載してください。

氏名の前には(退)と記載し、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

また、その者が障害者、特別障害者、非居住者、寡婦、ひとり親等に該当する場合にはその旨記載してください。

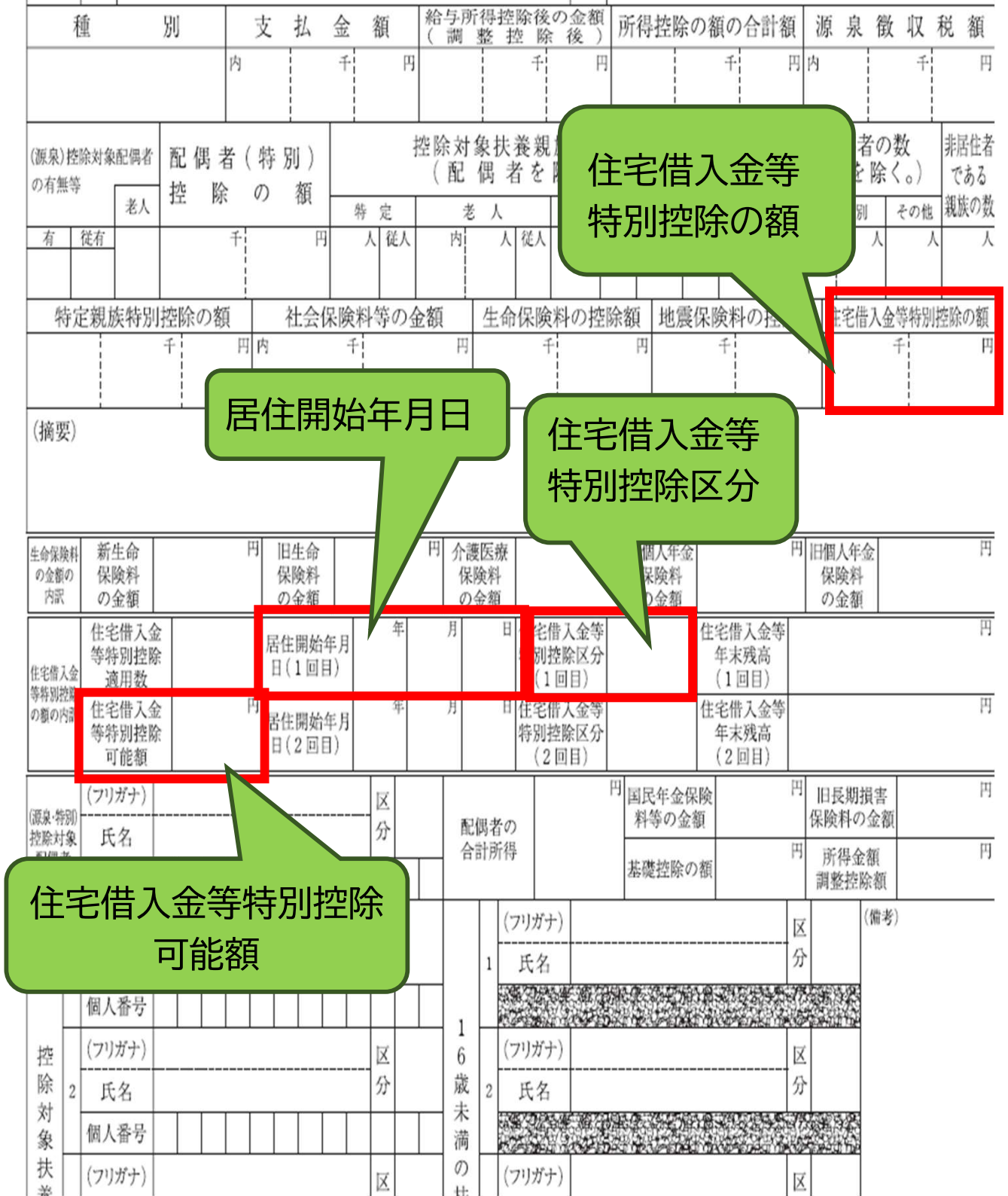


# 住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除は、所得税の源泉徴収税額から引ききれなかった場合に、基準の範囲内で住民税から控除します。

右図の □ 部分は例年記載漏れが多数見受けられます。

正確な住民税計算のため、必ず記載してください。



# 総括表の送付

既に中野区で特別徴収義務者指定番号を付与されており、令和8年度にeLTAXでなく書面で給与支払報告書を提出いただいた給与支払者の方には、指定番号、名称、所在地等をあらかじめ印刷した「総括表」を11月中旬に発送しますので、ご利用ください。

